

## 障害児入所給付費等負担金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 484万円

### 1 負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等(障害児入所給付費等)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

都道府県又は市町村が支給する障害児入所給付費等の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(総費用額)から、保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等(利用者負担額)を控除して得た額(実支出額)となっている。

そして、負担金の交付額は、実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額等を国庫負担対象事業費として、これに1/2を乗ずることにより算定することとなっている。

### 2 検査の結果

2事業主体において、障害児入所給付費等の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、総費用額から控除することとされている利用者負担額を控除しないで実支出額を計上するなどしていた。この結果、国庫負担対象事業費が968万円過大に算定されており、これに係る負担金484万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
兵庫県	神戸市	平成 28	46億1114万 円	23億0557万 円	577万 円	288万 円	利用者負担額を控除 していなかったもの など
同	尼崎市	25、26、 28、29	43億2110万	21億6055万	391万	195万	寄附金その他の収入 額を控除していなか ったもの
計	2事業主体		89億3225万	44億6612万	968万	484万	